

空家等対策の推進に関する特別措置法の一部改正等に係る 取組方針について（案）

空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和5年6月14日公布。以下「改正空家法」という。）が同年12月13日に施行した。現在、国から内容や具体的な運用方法等が随時ガイドラインにて示されてきているところであり、本市空家等対策事業等の変更や追加等の対応が必要となる場合は、以下のとおり対応することとします。

1 措置及び施策について

空家等活用促進区域の指定、空家等管理活用支援制度の運用、管理不全空家等の指定など新たな取り組みや変更すべき取り組みについては、協議会に諮り実施します。

2 所掌事項について

早急な対応が必要となる場合は、オンライン会議や書類による決議を行い、直近に開催される協議会にて報告します。

3 運用期間について

運用期間は、令和8年度までとし、令和9年度本市空家等対策計画の改定時に変更、追加を行う予定です。

4 次回の協議会について

令和6年8月頃開催予定